

お 客 さ ま 各 位

株式会社ゆうちょ銀行

投資信託の規定改定のお知らせ

平成 27 年 1 月に、ゆうちょ銀行は投資信託の規定を改定することをお知らせいたします。

なお、投資信託の規定の改定内容につきましては別紙をご覧ください。

改定の詳細

○ NISA制度変更および規定の整備等に伴う改定

(平成27年1月5日改定)

■投資信託総合取引規定

(下線の部分は改定箇所)

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| 12 買取り (1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>(新設)</u> | 12 買取り (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) <u>(4) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買取りの申込みの受付けが中止され、又は既に行われた買取りの申込みの受付けが取り消されることがあります。</u> |
| 13 スイッチング (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) <u>(新設)</u> | 13 スイッチング (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) (同左) <u>(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、スイッチングの申込みに係る取扱商品の投資信託約款又は目論見書に従って、スイッチングの申込みの受付けが中止され、又は既に行われたスイッチングの申込みの受付けが取り消されることがあります。</u> |

■投資信託特定口座規定

(下線の部分は改定箇所)

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| 13 投資信託受益権の移管 <u>当行の特定口座内の投資信託受益権を当行以外の金融機関の特定口座へ移管すること及び当行以外の金融機関の特定口座内の投資信託受益権を当行の特定口座へ移管することはできません。</u> | (削除) |
| 14 特定口座年間取引報告書の送付 (1) 当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに送付します。また、第16条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。 (2) (略) | 13 特定口座年間取引報告書の送付 (1) 当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに送付します。また、第15条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。 (2) (同左) |
| 15 届出事項の変更 (略) | 14 届出事項の変更 (同左) |
| 16 特定口座の廃止 (略) | 15 特定口座の廃止 (同左) |
| 17 免責事項 (略) | 16 免責事項 (同左) |
| 18 規定の適用 (略) | 17 規定の適用 (同左) |
| 19 規定の改定 (略) | 18 規定の改定 (同左) |

■投資信託非課税口座規定

(下線の部分は改定箇所)

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>2 非課税口座の開設</p> <p>(1) 非課税の特例の適用を受けるために非課税口座を開設しようとするときは、<u>勘定設定期間(非課税適用確認書(法第37条の14第5項第3号に規定する非課税適用確認書をいいます。以下同じとします。))に記載の勘定設定期間をいいます。以下同じとします。))の開始の日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、</u>非課税口座開設届出書(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。以下同じとします。))及び非課税適用確認書の交付申請書(法第37条の14第6項に規定する申請書をいいます。次項及び第3項において同じとします。))に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第1項に定める通帳をいいます。)<u>及び租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。))で定める書類を添えて取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。))に提出してください。なお、当行では別途税務署より受け入れた非課税適用確認書を併せて受領します。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2項の非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書の交付申請書は、同一の勘定設定期間において非課税の特例の適用を受けようとする場合には、重ねての提出は不要です。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 非課税口座の開設については、一のお客さま(居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、かつ、非課税口座を開設しようとする年の1月1日において20歳以上である者に限ります。)<u>につき一の非課税口座に限ります。また、同一の勘定設定期間において異なる金融機関又は証券会社(次項において「金融機関等」といいます。))に重複して開設することはできません。</u></p> <p>(6) <u>当行に開設した非課税口座について、同一の勘定設定期間において他の金融機関等に変更することはできません。</u></p> <p>(7) <u>当行に開設した非課税口座について、第11条に定める廃止を行った場合、同一の勘定設定期間において、再度開設することはできません。</u> (新設)</p> | <p>2 非課税口座の開設</p> <p>(1) 非課税の特例の適用を受けるために非課税口座を開設しようとするときは、<u>当該非課税口座を開設しようとする年(以下この項において「口座開設年」といいます。))の前年10月1日から当該口座開設年において最初に次条第1項に規定する上場株式等を当該口座に受け入れる日までの間に、</u>非課税口座開設届出書(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。以下同じとします。))及び<u>口座開設年の属する勘定設定期間(非課税適用確認書(法第37条の14第5項第3号に規定する非課税適用確認書をいいます。以下同じとします。))に記載の勘定設定期間をいいます。以下同じとします。))</u>の非課税適用確認書の交付申請書(法第37条の14第6項に規定する申請書をいいます。次項及び第3項において同じとします。))に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。))<u>及び住民票の写し等租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。))で定める書類その他当行所定の書類</u>を添えて、取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。))に提出してください。なお、当行では別途税務署より受け入れた非課税適用確認書を併せて受領します。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 非課税適用確認書の交付申請書は、同一の勘定設定期間において非課税の特例の適用を受けようとする場合には、重ねての提出は不要です。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) <u>当行における</u>非課税口座の開設については、一のお客さま(居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、かつ、非課税口座を開設しようとする年の1月1日において20歳以上である者に限ります。)<u>につき一の非課税口座に限ります。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(6) <u>非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の交付を受けたお客さまが当行に開設した非課税口座に再度非課税管理勘定を設定又は当行に非課税口座を開設する申込みをする場合は、設定又は開設しようとする年の前年10月1日から当該設定又は開設しようとする年において最初に次条第1項に規定する上場株式等を当該口座に受け入れる日又は当該設定又は開設しようとする年の9月30日のいずれか早い日までの間に、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳及び非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書等施行令で定める書類を添えて取引営業所等に提出してください。なお、非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に次条第1項に規定する上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受領することができません。</u></p> |
| <p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じとします。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じとします。))は、勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(新設)</p> | <p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。以下同じとします。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じとします。))は、<u>非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。なお、同一年において、当該非課税管理勘定を異なる金融機関又は証券会社に重複して設定することはできません。</u></p> <p>(2) <u>非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税適用確認書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年)にあっては、その提</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において行います。</p> <p>(3) 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税適用確認書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年）にあっては、その提出の日において設けられます。</p> <p>(4) 非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。</p> | <p>出の日)において設けられ、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長からお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合にあっては、同日）において設けられます。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 非課税管理勘定（第11条第4項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。</p> |
| <p>7 非課税口座からの上場株式等の払出しに関する通知 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）を行ったとき（第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）は、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等について、法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> | <p>7 非課税口座からの上場株式等の払出しに関する通知 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）を行ったとき（第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）は、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等について、法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> |
| <p>8 非課税管理勘定終了時の取扱い (略)</p> <p>① 第5条第1項第1号Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② (略)</p> | <p>8 非課税管理勘定終了時の取扱い (同左)</p> <p>① 第5条第1項第1号Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して100万円を超えないものに限りします。）</p> <p>② (同左)</p> |
| <p>9 他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等 当行は、第5条第1項第1号B又は前条第1号に基づく移管は、施行令第25条の13第9項の規定に従い、当行の定めるところにより行います。 (新設)</p> | <p>9 他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等 (1) (同左)</p> <p>(2) 非課税管理勘定に受け入れた上場株式等を他の年分の非課税管理勘定へ移管する手続中は移管の対象となる上場株式等の購入、解約及び買取り等当行所定の取引の申込み及び当該取引を行うことはできません。</p> |
| <p>10 届出事項の変更等 (1) (略) (2) (略) (3) お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなるときは、出国届出書（施行令第25条の13の4第3項に規定する出国届出書をいいます。次条第2項において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。</p> | <p>10 届出事項の変更等 (1) (同左) (2) (同左) (3) お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなるときは、出国届出書（施行令第25条の13の4第1項に規定する出国届出書をいいます。次条第5項②において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。</p> |
| <p>11 非課税口座の廃止 (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめようとするときは、非課税口座廃止届出書（施行令第25条の13の4第1項に規定する非課税口座廃止届出書をいいます。次項において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。 (新設)</p> | <p>11 非課税口座の廃止等 (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめようとするときは、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第17項に規定する非課税口座廃止届出書をいいます。次項及び第5項①において同じとします。）を取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 前項の提出を受けた場合は、当行は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときにお客さまに法第37条の14第5項第5号に規定する非課税口座廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>① 当該非課税口座廃止届出書の提出を1月1日から9月30日までの間に受けた場合 当該提出を受けた日において非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>② 当該非課税口座廃止届出書の提出を10月1日から12月31日までの間に受けた場合 当該提出を受けた日において非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(3) 当行に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融機関又は証券会社に変更しようとするときは、変更前の非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の9月30日までの間に、法第37条の14第14項</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(2) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令第25条の13の4 第4項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p>に規定する金融商品取引業者等変更届出書を取引営業所等に提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(4) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年分の非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第4号に規定する非課税管理勘定廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>(5) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令第25条の13の4 第2項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> |
|--|--|

■ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定

(下線の部分は改定箇所)

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>7 本人確認等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) このサービスで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証についてはゆうちょダイレクトで使用するお客さま番号、インターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証と同一のものとし、インターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証の変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条（暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号及びお客さま番号の管理等）及び第7条（本人確認）の定めるところによります。</p> <p>(4) (略)</p> | <p>7 本人確認等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) このサービスで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証についてはゆうちょダイレクトで使用するお客さま番号、インターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証と同一のものとし、インターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証の変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条（暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号、セキュリティキー及びワンタイムパスワード等の管理等）及び第7条（本人確認）の定めるところによります。</p> <p>(4) (同左)</p> |
| <p>16 退会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>会員が第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等に変更したとき。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) 前2項（<u>前項第2号を除きます。</u>）の場合、退会と同時に投資信託口座等を廃止する場合を除き、<u>取引営業所の変更をしてください。</u></p> <p>(4) 第1項及び第2項により退会する場合、このサービスのみで取引できる取扱商品はすべて解約するものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | <p>16 退会</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>② 会員が第14条に定める電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断したとき。</p> <p>③ 氏名、住所その他の届出事項の変更を怠ったこと等により、当行において会員の所在が不明となったとき。</p> <p>④ 会員について相続の開始があったとき。</p> <p>⑤ 会員がこの規定及びその他当行が定める規定に違反したとき。</p> <p>⑥ 会員からの申込内容に虚偽があるとき。</p> <p>⑦ その他当行が会員として適切でない判断したとき。</p> <p>(3) 前2項の場合、退会と同時に投資信託口座等を廃止する場合を除き、<u>当行所定の方法により第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等に変更してください。</u></p> <p>(4) 第1項及び第2項により退会する場合、このサービスのみで取引できる取扱商品はすべて解約できるものとします。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> |